

厚生労働大臣が定める現物給与の価額

令和6年4月1日から「現物給与の価額」が下記のとおり変更になります。
同日以後に適用される資格取得届、月額変更届・算定基礎届等の「報酬月額」のうち『現物によるものの額』は、変更後の価額により算出ください。

記

(単位：円)

都道府県名	食事で支払われる報酬等					住宅で支払われる報酬等	その他
	1人1ヵ月当り	1人1日当り	1人1日当り (朝食のみ)	1人1日当り (昼食のみ)	1人1日当り (夕食のみ)	1人1ヵ月当り (量1量につき)	
北海道	23,100	770	190	270	310	1,110	時価
青森県	22,200	740	190	260	290	1,040	時価
岩手県	22,200	740	190	260	290	1,110	時価
宮城県	22,200	740	190	260	290	1,520	時価
秋田県	22,500	750	190	260	300	1,110	時価
山形県	23,400	780	200	270	310	1,250	時価
福島県	22,500	750	190	260	300	1,200	時価
茨城県	22,200	740	190	260	290	1,340	時価
栃木県	22,500	750	190	260	300	1,320	時価
群馬県	21,900	730	180	260	290	1,280	時価
埼玉県	22,500	750	190	260	300	1,810	時価
千葉県	22,800	760	190	270	300	1,760	時価
東京都	23,400	780	200	270	310	2,830	時価
神奈川県	23,100	770	190	270	310	2,150	時価
新潟県	22,800	760	190	270	300	1,360	時価
富山県	23,100	770	190	270	310	1,290	時価
石川県	23,400	780	200	270	310	1,340	時価
福井県	23,700	790	200	280	310	1,220	時価
山梨県	22,500	750	190	260	300	1,260	時価
長野県	21,600	720	180	250	290	1,250	時価
岐阜県	22,200	740	190	260	290	1,230	時価
静岡県	22,200	740	190	260	290	1,460	時価
愛知県	22,500	750	190	260	300	1,560	時価
三重県	22,800	760	190	270	300	1,260	時価
滋賀県	22,500	750	190	260	300	1,410	時価
京都府	22,800	760	190	270	300	1,810	時価
大阪府	22,500	750	190	260	300	1,780	時価
兵庫県	22,800	760	190	270	300	1,580	時価
奈良県	22,200	740	190	260	290	1,310	時価
和歌山県	22,800	760	190	270	300	1,170	時価

鳥取県	23,100	770	190	270	310	1,190	時価
島根県	23,400	780	200	270	310	1,150	時価
岡山県	22,800	760	190	270	300	1,360	時価
広島県	23,100	770	190	270	310	1,410	時価
山口県	23,400	780	200	270	310	1,140	時価
徳島県	23,100	770	190	270	310	1,160	時価
香川県	22,800	760	190	270	300	1,210	時価
愛媛県	22,800	760	190	270	300	1,130	時価
高知県	22,800	760	190	270	300	1,130	時価
福岡県	22,200	740	190	260	290	1,430	時価
佐賀県	21,900	730	180	260	290	1,170	時価
長崎県	22,800	760	190	270	300	1,150	時価
熊本県	22,800	760	190	270	300	1,150	時価
大分県	22,500	750	190	260	300	1,170	時価
宮崎県	21,900	730	180	260	290	1,080	時価
鹿児島県	22,500	750	190	260	300	1,110	時価
沖縄県	24,000	800	200	280	320	1,290	時価

(令和6年厚生労働省告示第50号 令和6年4月1日適用)

※網掛け部分が今回の変更箇所です。

〈食事〉…上表の額の3分の2以上を本人が負担している場合は、現物による食事の供与はないものとして扱います。

〈住宅〉…価額の算出は、居住用の室を対象にします。

【対象】：居間・茶の間・寝室・客間・書斎・応接間・食事室等の居住用の室
〔玄関・台所(炊事場)・トイレ・浴室・廊下など居住用以外の室、また、店、事務室、旅館の客室などの営業用の室は含めません〕

- 洋間など畳を敷いていない居住用の室については、広さを畳敷きに換算（畳1畳1.65㎡）
- ダイニングキッチン台所部分を除き換算